

学校に感染者が出た場合等の対応について

令和2年7月31日
津山市教育委員会

令和2年4月6日に示した「再開後の学校に感染者が出た場合等の対応について（津山市教育委員会）」のうち「学校で感染者が発生した場合（初動対応）」について、学校における感染およびその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく方針に基づき、改訂を行う。

1 改定内容

【**現行：令和2年4月6日 再開後の学校に感染者が出た場合等の対応について（津山市教育委員会）**】

学校で感染者が発生した場合（初動対応）

- (1) 児童生徒及び保護者、教職員のいずれか1名以上の感染が判明した場合、該当の学校を臨時休業とする。
- (2) 複数の学校(2校以上)で、感染者(児童生徒・教職員・保護者)が発生した場合、市内全校を臨時休業とする。
- (3) 上記(1)(2)の場合、原則として休業期間は、14日間とする。

ただし、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、これより短い期間とすることもある。



【**改定：令和2年7月31日 学校に感染者が出た場合等の対応について（津山市教育委員会）**】

学校で感染者が発生した場合

- (1) 児童生徒及び教職員のいずれか1名以上の感染が判明した場合、当該校を臨時休業とする。
- (2) 複数の学校(2校以上)で、感染者(児童生徒及び教職員)が発生した場合、感染した児童生徒等の学校における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況及び感染経路の明否を踏まえ、市内全校を臨時休業とする場合もある。
- (3) 上記(1)、(2)の場合、原則として休業期間は、学校内の濃厚接触者の有無が特定され、濃厚接触者の陰性が確認されるまでとする。
- (4) 児童生徒及び教職員が濃厚接触者として特定された場合、原則として当該児童生徒を2週間の出席停止(教職員は職務専念義務の免除により出勤させない)とする。

2 その他

新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しており、今後の感染拡大の状況や、国、県、市の方針及び専門家の助言を踏まえ、必要に応じ変更し、又は追加的な留意事項を示していく場合がある。